

公 示

令和 8 年 6 月 2 2 日

分任支出負担行為担当官
中国地方整備局
出雲河川事務所長 藤原 真一

次のとおり、技術資料等説明書の提出を招請します。

1. 概要等

(1) 目的

河川法（昭和 3 9 年 7 月 1 0 日法律第 1 6 7 号）第 9 9 条第 1 項の規定に基づき、出雲河川事務所が管理する斐伊川（境水道）における水域及び陸上から近づけない箇所へ打ち上げられた塵芥等の回収、処理を行う作業の委託に関し、実施団体を定めることを目的とする。

(2) 件名

令和 8 年度境水道清掃

(3) 委託区間

本委託区間は斐伊川（境水道）とする。要件を満たす団体と契約締結するものであるが、同要件を満たす団体が複数ある場合は、委託内容を分割し各団体に委託する。

(4) 委託期間

契約締結の翌日 ～ 令和 9 年 3 月 1 0 日

(5) 本委託を契約する団体については、2. に示す参加資格要件を有することを証明する書類をもって審査し、選定する。なお、団体の選定後、出雲河川事務所の積算した委託費によって、分任支出負担行為担当官と選定した団体との協議により契約を締結するものとする。

2. 参加の資格要件は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない団体であること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている団体又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている団体でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している団体でないこと。
- (4) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。一般社団法人、一般

財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

- (5) 下記に示す「同種作業」において、令和3年度から令和7年度までの5年間に元請けで受注し、完了した作業又は自らが主体となって行った作業で1件以上の実績があること。

同種作業とは、「湖沼、河川（ダム・堰を含む）における船舶を利用した清掃作業」とする。

- (6) 分任支出負担行為担当官から「技術資料等説明書」の交付を受けた団体であること。

3. 本委託契約に関する手続等

(1) 担当部局

〒693-0023

島根県出雲市塩冶有原町5-1（電話 0853-20-1753）

国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所 占用調整課

担当：専門調査官 栗間（内線402）

(2) 「技術資料等説明書」の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間：令和8年6月22日（月）から令和8年7月2日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

- ②交付場所：上記（1）に同じ

- ③交付方法：交付場所で手渡し又は電子メール、郵送により交付する。郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。

(3) 委託契約締結にかかる参加資格確認のための申請書等の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間：令和8年6月22日（月）から令和8年7月2日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

- ②提出場所：上記（1）に同じ

- ③提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）により提出する。

4. その他

- (1) 申請書等の作成要領、委託契約締結団体の評価及び選定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。